

放課後児童クラブとは…

保護者が共働き家庭やひとり親家庭などの理由で、平日の放課後や土曜日・夏休みなどの学校休業日の昼間に、児童を育成できる方が家庭にいない場合、児童に安全・安心な居場所を提供します。

※初めて児童クラブを利用する方は、児童クラブの説明動画をご確認ください。

★YouTube 知多市広報公式チャンネルで公開中→→



対象児童

- 市内の小学校に就学し、保護者（両親や65歳未満の同居の祖父母）が就労等の理由により昼間育成ができない。

※就労の場合は、就労時間が1日4時間（休憩時間除く）以上、月に15日以上の就労を常態としていること。

- 保護者による児童の送迎が可能。
- 一年を通じて利用を希望している。

実施期間・時間

実施期間	通年入所者	4月1日から翌年3月31日まで
	※日曜・祝日・年末年始（12/29～1/3）、地震等の引渡し訓練日を除く ※新1年生も4月1日から入所できます。※年度ごとの申請が必要です。	
実施時間	小学校の授業のある日（月曜～金曜日）	放課後～午後7時
	学校休業日（土曜日、長期休暇、代休等） ※土曜日は中学校区ごとの合同保育（新田以外）	午前7時30分～午後7時

申請書類

- 放課後児童クラブ利用申込書（第1号様式）（きょうだい入所は児童の人数分必要）
- 入所を必要とする理由を証明する書類（きょうだい入所の2人目以降は不要）
- 療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳をお持ちの児童は、手帳の障がい等級がわかる箇所のコピー、発達障がいのある児童は、医師の診断書（コピー可）
- 登録児童調査票（きょうだい分まとめて記入可能）

※電子申請の場合、①、④は不要です。各種様式は子ども若者支援課で配布または市ホームページに掲載しています。

※②については、次ページを参照の上、ご用意ください

入所を必要とする理由を証明する書類

下表のいずれかの書類が必要です。

※両親の分及び65歳未満の祖父母が同居している場合は祖父母の分も必要です。

入所事由		必要書類	入所期間
1 就労	居宅外または居宅内で労働している (自営業、農業等を含む)	・就労証明書 (コピー可)	就労している期間(最長で年度末まで)
2 出産	保護者が出産予定である	・母子手帳のコピー (出産予定日記載箇所)	産前6週～産後8週に当たる日の属する月末 (※多胎児は産前14週～)
3 病気 障がい	疾病、負傷している状態にある、または心身に障がいがある	・児童を育成できない理由書 ・次のいずれかの書類 ① 障害者手帳等のコピー ② 育成困難と記載された医師の診断書(コピー可)	左記事由により入所を必要とする期間(最長で年度末まで)
4 介護 看護	同居および別居の親族を常時介護・看護している	・児童を育成できない理由書 ・常時介護・看護が必要と書かれた医師の診断書(コピー可) ・次のいずれかの書類(所持者のみ) ① 障害者手帳等のコピー ② 介護保険証のコピー等	
5 災害	災害の復旧にあたっている	・児童を育成できない理由書 ・罹災証明書	災害復旧が完了するまでの期間(最長で年度末まで)
6 就学	就学している	・在学(入学)証明書、合格通知書等のコピー ・カリキュラム等授業のスケジュールが分かるもの	就学している期間(最長で年度末まで)
7 その他	上記以外	・児童を育成できない理由書等	左記事由により入所を必要とする期間(最長で年度末まで)

※申込み内容、証明に事実と違うことがあったときは、現場確認等をして、入所決定を取り消す場合がありますので正確に記入してください。

※入所選考にあたり、職場へ問い合わせる場合があります。

※就労証明書、理由書等について、申込時と変更がないかの確認のため、年度途中に、対象の全ての方に再度ご提出いただきます。

●注意事項

- ・住所変更、就労状況の変更(勤務先、勤務時間、日数)、家族構成の変更(離婚、再婚)等、申請書類の記載内容に変更が生じたときは、速やかに子ども若者支援課へご連絡く

ださい。

- ・退勤時間が早い保護者の方が速やかにお迎えに来ていただき、児童クラブの適切な利用をお願いします。
- ・提出物を期限までに提出する等児童クラブのルールを守ってご利用ください。ルールに違反、また児童クラブの運営の妨げとなる利用が見られたときは、利用許可を取り消すことがあります。
- ・よりよい育成環境づくりのため、児童の様子について学校、在籍していた保育園等に問い合わせる場合があります。

費用

●育成料等（1人当たり）

育成料（月額）	7,500円（7月及び8月を除く月） 9,000円（7月）、12,000円（8月）
損害保険料（傷害・賠償責任）	年間800円

※月の途中に入所・退所した場合も当該月の育成料をいただきます。（日割り計算はしません。）

※育成料を正当な理由なく滞納した場合、翌月の利用ができなくなる場合があります。

●育成料の減免・減額（申請日の属する月の翌月から適用）

	減免・減額の金額	必要書類
①生活保護世帯	申し出により全額免除	放課後児童クラブ育成料免除申請書
②ひとり親世帯	申し出により月額2,500円 減額	放課後児童クラブ育成料減額申請書
③複数児童入所世帯	最年長以外の児童の育成料を 月額2,500円減額	

※②③の重複減額はできません。

※生活保護廃止や婚姻等により、要件に該当しなくなった場合は速やかに子ども若者支援課までご連絡ください。該当しなくなった月の翌月から減免・減額を取り消します。

※損害保険料の減免・減額はありません。

●支払方法

①育成料

育成料は口座振替とし、指定された口座から毎月末に引き落とします。「口座振替依頼書」の提出により引落口座を登録しますが、手続きには2か月程度を要しますので、手続き完了までは納付書で入金していただきます。

＜納付書での納付場所＞

三菱UFJ銀行	あいち知多農業協同組合	東海労働金庫	名古屋銀行
あいち銀行	知多信用金庫	半田信用金庫	株式会社三十三銀行
碧海信用金庫			

市役所 ※平日9:00-16:00にお取り扱いをします。

②損害保険料

納付書を発送します。指定の期日までに、指定された納付場所（①育成料の欄を参照）で必ずお支払いください。

※保険料の支払い後は返金できませんので、ご注意ください。

●損害保険への加入（傷害・賠償責任）

児童クラブでは、事故等が起こらないよう細心の注意を払っていますが、集団生活の中では思わぬ事故等が起きることがあります。そのため、不慮の事故等に備えて、登録児童は全員、市で指定する損害保険へ加入をしていただきます。損害保険料は、保護者負担になります。損害保険への加入手続きは、市を通じて行います。（前段参照）

●登所予定表及び退所・休止届について

・退所する際は、退所する月の20日までに、取りやめ届を提出してください。

・休止する際は、休止する月の前月20日までに、休止届を提出してください。

連続して最長3か月まで休止できます。

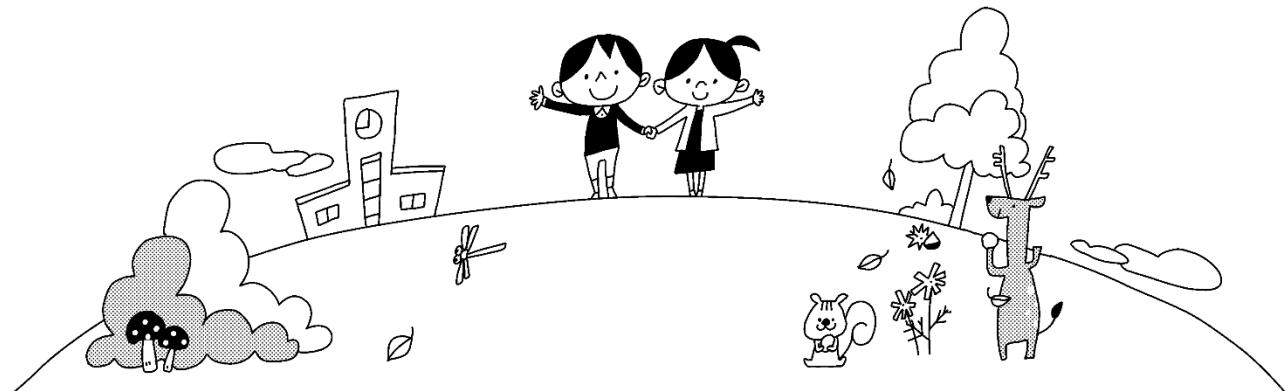
※取りやめ・休止届が期日までに提出されない場合、育成料はお支払いただきます。

※取りやめ届・休止届の提出は電子申請でも受け付けています。

★電子申請はこちら→→



・入所中に保護者等が退職した場合は、速やかに子ども若者支援課に連絡してください。退職日の属する月末まで利用できますが、引き続き求職活動を行う場合は退職日の属する月の翌月末まで利用可能です。



児童クラブの生活

●一日の様子 児童クラブでは、概ね次のように過ごします。

平 日（学校で授業のある日）		土曜日・長期休暇	
11:00	新1年生登所（4月中旬まで）	7:30	登所
12:00	お弁当タイム（給食が始まるまで）	10:30	自由遊びや学習時間など
13:30	自由遊び（室内遊び、外遊びなど）	12:00	お弁当タイム
15:00	2年生以上登所	13:30	自由遊びや学習時間など
16:30 ～ 17:00	自由遊びや学習時間など おやつタイム	15:00	おやつタイム
18:00	お迎え待機時間	18:00	お迎え待機時間
19:00	最終降所時間	19:00	最終降所時間



●用意するもの

・着替え用衣類

※タオル、上下1着、下着、靴下等を袋に入れて持参してください。

※汗をかいた時等に着替えますので、お迎え時には着替え袋の中身を確認いただき、随時入れ替えをお願いします。

・外遊び用の帽子

※外遊び時には、熱中症や頭部保護のため帽子を着用します。

・お茶（水筒）

※お茶（水筒）は、季節を問わず毎日持たせてください。また、予備として児童クラブに未開封のペットボトルを常に1本置いておくようにしてください。

・お弁当

※土曜日・長期休暇及び学校給食のない日は、お弁当を持たせてください。

※育成時間中に児童が昼食を買いに行く、カップラーメン等を持ってくることはできません。

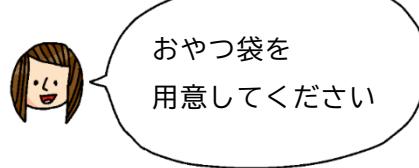
※お弁当を冷蔵庫に入れることはできません。保冷剤を入れる等の食中毒対策をお願いします。

・おやつ

※おやつは、保護者で用意してください。前日のお迎え時に、翌日分を記名した袋に入れ、児童クラブへ持参してください。翌日のおやつの時間に食べます。

※おやつに指定はありませんが、児童が食べきれる量で常温保管できるものを用意してください。

※学校におやつを持って登校させないでください。



●児童クラブ利用に関する注意点

- ・全ての持ち物に児童の名前を書いてください。
- ・ケガの防止のため、ご家庭での爪切りをお願いします。
- ・学校休業日について、7時30分より前に受け入れることはできません。登所時は必ず保護者がクラブ室内まで来ていただき、指導員に声をかけてください。駐車場で児童のみを降ろしていくことのないようにしてください。
- ・退勤時間の早い保護者の方が、お迎えに来ていただき、午後7時の閉所前のお迎えを厳守してください。お迎え時は、必ず保護者がクラブ室内まで来ていただき、指導員に声をかけてください。
- ・車は、必ず駐車場の指定した場所に停め、路上駐車はしないでください。駐車場内での事故・盗難等について、市は一切責任を負いません。

★各クラブの駐車場はこちらから確認してください→→

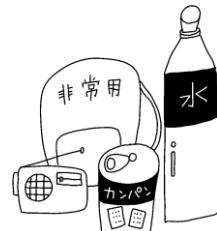


●各種連絡

- ・児童が体調不良の際は、できる限り早めのお迎えをお願いします。（児童クラブには教室以外に安静にできる部屋等はありません。）
- ・児童の体調不良等は必ず指導員にお知らせいただき、体調不良の際には、無理をして登所することのないようお願いします。
- ・急な病気やケガ、登所予定になっているのに来ない場合などやむを得ず勤務先に電話することがあります。緊急連絡先へは、必ず連絡が取れるようにしておいてください。
- ・欠席、お迎え時間の変更については、必ず保護者が前日までに児童クラブへ直接お知らせください。学校の連絡帳に児童クラブの欠席について記入しても、児童クラブには伝わらないのでご注意ください。また、児童の口頭による連絡は認めていません。

緊急時の対応

けが	児童クラブでの育成中に負ったけがについては、保護者に連絡し、けがの状態により病院へ連れて行きます。
病気・感染症	熱がある場合や病気を発症した場合、いつもと様子が違うと指導員が判断した場合は、保護者に連絡し、お迎えをお願いします。指導員が服薬に携わることはできません。また、感染症等の場合は、登所できません。
暴風警報 (台風等)	<p>暴風警報発令時には、閉所となります。</p> <p>○小学校の授業のある日 小学校の緊急時の対応に準じます。 小学校が休校の場合、1日閉所となります。</p> <p>○学校休業日：警報解除後の対応について 午前5時30分までに解除 … 通常どおり開始 午前11時までに解除 … 解除2時間後から開始 午前11時以降に解除 … 閉所</p>
特別警報 (大雨・暴風等)	<p>特別警報発令時には、閉所となります。</p> <p>○小学校の授業のある日 小学校の緊急時の対応に準じます。 小学校が休校の場合、1日閉所となります。</p> <p>○学校休業日：警報解除後の対応について 午前5時30分までに解除 … 通常どおり開始 午前6時30分までに解除 … 解除2時間後から開始 午前6時30分以降に解除 … 閉所</p>
地震	<p>以下の場合は閉所となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時 ・震度5弱以上の地震が発生した時 <p>地震発生後、概ね2時間を経過してもお迎えのない児童は、指導員が引率し、広域避難場所（小学校体育館）に移動させます。児童クラブの再開については、子ども若者支援課が被災状況及び余震の沈静化状況から判断します。</p>
学級閉鎖時	<p>学校閉鎖の場合は、閉所となります。</p> <p>学年閉鎖の場合は、当該学年の児童は、児童クラブへは登所できません。</p> <p>学級閉鎖の場合は、当該学級の児童は、児童クラブへは登所できません。</p>



※児童クラブ登所後に暴風警報・特別警報・東海地震注意情報発表及び警戒宣言が発令された時や、震度5以上の地震発生時、児童クラブは閉所となります。

知多市放課後児童クラブ一覧

放課後児童クラブ名	所在地	電話 (FAX)
岡田放課後児童クラブ	岡田字段戸坊 1 番地 (岡田小学校内)	0562-77-4241
旭北放課後児童クラブ	日長字白山 50 番地 (旭北小学校内)	0562-77-4836
旭南放課後児童クラブ	金沢字向山 1 番地 (旭南小学校内)	0569-77-2899
旭東放課後児童クラブ	大興寺字広目 10 番地 (旭東小学校内)	0562-51-8052
佐布里放課後児童クラブ	佐布里字五明 26 番地 (佐布里小学校内)	0562-77-0110
新田放課後児童クラブ	八幡字鍋山 65 番地 (新田小学校内)	0562-77-3730
八幡放課後児童クラブ	八幡字里之前 84 番地 (八幡小学校内)	0562-77-0751
つつじが丘放課後児童クラブ	つつじが丘 4 丁目 26 番地 (つつじが丘小学校内)	0562-56-0693
南粕谷放課後児童クラブ	南粕谷本町 3 丁目 77 番地 (南粕谷小学校内)	0569-77-0633
新知放課後児童クラブ	新知字廻間 1 番地 (新知小学校内)	0562-51-8252

※知多市放課後児童クラブは、運営業務の一部について 民間事業者に委託して実施しています。

お問い合わせ・相談窓口（平日 午前9時～午後4時）

福祉子ども部子ども若者支援課

〒478-8601 知多市緑町1番地

電話 0562-36-2656 (直通)

FAX 0562-33-8844

E-mail kodomo@city.chita.lg.jp

